

令和3年

区民委員会会議録

とき 令和3年11月8日

品川区議会

令和3年 品川区議会区民委員会

日 時 令和3年11月8日(月) 午後1時00分～午後2時54分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 鈴木真澄君 副委員長 新妻さえ子君
委員 西村直子君 委員 高橋伸明君
委員 横山由香理君 委員 中塚亮君
委員 藤原正則君 委員 くにば雄大君

出席説明員 久保田地域振興部長 川島地域活動課長
森田生活安全担当課長 木村戸籍住民課長
遠藤商業・ものづくり課長 山崎文化スポーツ振興部長
篠田文化観光課長 中元スポーツ推進課長
辻オリンピック・パラリンピック準備課長

○午後1時00分開会

○鈴木（真）委員長

ただいまから、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査およびその他と進めてまいります。

なお、本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、レイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限としています。また理事者の入退室も適宜行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 第21回 品川区中学生の主張大会について

○鈴木（真）委員長

初めに予定表1の報告事項を聴取いたします。

まず(1)第21回 品川区中学生の主張大会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川島地域活動課長

私から第21回品川区中学生の主張大会についてご報告いたします。資料をご覧くださいと思います。

1番、この事業の目的は、区内の中学生が日常生活を通じて考えていることや意見等を発表する機会を設けることで、自立心、社会性を育てる。地域の青少年育成指導者等が中学生に対する理解を深め、より効果的な地域事業の企画・実施に資するなど、青少年の健全育成を一層推進することを目的とするものでございます。

開催日時・会場・聴講者につきましては、令和3年12月11日土曜日午後1時開会、3時半頃終了の予定です。会場はスクエア荏原、前回令和元年度は第20回の記念大会ということで、立正大学をお借りしましたが、今回はスクエア荏原で開催ということでございます。聴講者は中学校及び義務教育学校PTA、学校教諭等ということです。なお、例年は区民委員の皆様にご招待を差し上げていたところですが、今回新型コロナウイルス感染症対策ということで、聴講者を保護者と学校関係者のみとさせていただきますので、委員の皆様には2月に放映予定のケーブルテレビ品川の放映をご覧くださいと思っております。

発表のテーマは自由です。ただし、社会の一員として地域や学校での日常生活を通じて経験したことや、様々な活動を通じて感じたこと、意見などをまとめたものとするとしてございます。

4番の発表につきましては、発表者として各区立中学校および義務教育学校代表者を1名選出することということで、計15名となります。1人5分程度となります。

5番、審査・表彰はこちらにあるとおりでございます。

6番、その他としまして、今回は新型コロナウイルス感染症対策としまして、時間の短縮、参加人数の抑制、検温、手指消毒等を行った上で実施することとしてございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

21回目となります中学生の主張大会ということで、中学生が自らの考えを整理して、みんなの前で発表することは、とても意義のある取り組みだと思っております。

1件伺いたいのは、この主張大会は、昔から地域活動課が行っているのか、教育委員会ではない理由が何かあるのか、いわゆる青少年対策という流れから来ているものなのか、そこを伺いたいと思います。いずれにしても学校と連携しなければいけませんので、教育委員会との連携だったり、学校の代表者をどうやって決めるのかとか、その決め方自体も学びの一環としてとても大事なと思うのですが、主催や教育委員会との連携についてお伺いいたします。

○川島地域活動課長

こちらの事業は平成12年にスタートというところでございます。スタート当時から地区委員会連合会の事業になっておりまして、そちらを共催しているのが地域活動課ということになりますので、ずっと地域活動課が関わっているということです。

学校との連携ということで申しますと、審査員を出していただいたり、PTA連合会の会長を含めて、審査に関わっていただいているということ、それから地区委員の中には、PTAの方が多く選出されておりますので、そういったところもしっかり連携しながら、会を進めているところでございます。

代表の決め方につきましては、各学校にお任せしているところです。毎年各学校で1名選出していただくことになっております。

○横山委員

目的の(2)のところ、中学生に対する理解を深め、より効果的な地域事業の企画・実施に資するなど、青少年の健全育成をいっそう推進することを目的とするのでありますが、これまで20回の間こちらの主張大会で出た意見等がどういった形で企画・実施に反映されてきたのか、何か事例等がありましたら、簡単に確認させてください。

○川島地域活動課長

具体的にこれが反映されてこうなったというのはなかなか難しいと思うのですが、こちらの主張は非常に心が洗われるというか、大人として忘れていたようなことを思い出すようなものでございます。そういった部分でかなりいい効果があったということで、事業に反映されていると考えているところでございます。

○横山委員

ありがとうございます。私も以前ちょっと拝見したことがあるのですが、子供たちが自分の主張を発表する機会を区できちんと設けていくところにそもそも意義を感じております。また、そういった発表を見て理解を深めることによって、地域の教育委員会の連合会やPTAの方々も、自分の子どもだけではなくて、地域の青少年全体に対して、大人として何ができるのかということを考える、モチベーションを上げる機会にもなっているのかなと思っております。きちんと効果が出ている事業だと思っておりますので、今後具体的などころについても区として把握して、ぜひ生かしていただきたいと思いますので、要望で終わります。

○鈴木（真）委員長

この大会が始まって最初のうちはペーパーを見て読んでいる人が多かったのですが、何年か前から皆さん、原稿を見ておらず、すばらしい事業になっていると思います。そのほかに例えば、中塚委員からもあったとおり、地区委員会という言葉は出てこないような気がするのだけれども、今の発言を

聞いていて、これは入るべきではないかなと思ったのと、ここしばらくは分からないですけども、前は会場に行くのに地区委員の方が同行していたのです。今は学校の先生が行くのかもしないですけども、中学生が離れた場所に行くのに地区委員の方が同行していました。そこら辺も含めて、今どうなっているかも教えていただければと思います。

○川島地域活動課長

まず、地域委員会という言葉が出てこないのは、私の説明で、主催が青少年対策地区委員会連合会ということで、後援が品川区というところをしっかりとご説明しておりませんでした。失礼いたしました。

それから、令和元年度は地区委員会からも、引率者も含むという形で来ていただいておりますが、今回はコロナ対策ということで、なしという形で開催する予定でございます。

○鈴木（真）委員長

現状どうなっているかと思われましたので確認しました。以上です。

ほかによろしいでしょうか。ほか意見がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 大崎東口指定喫煙所の移転および密閉型喫煙所の設置について

○鈴木（真）委員長

次に、(2) 大崎東口指定喫煙所の移転および密閉型喫煙所の設置についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○森田生活安全担当課長

それでは、私から大崎駅東口指定喫煙所の移転および密閉型喫煙所の設置につきまして、ご説明いたします。資料をご覧ください。

1の目的でございます。たばこの臭いや煙の苦情が多く寄せられていた大崎駅東口指定喫煙所を移転しまして、たばこの煙が漏れない受動喫煙防止に配慮した密閉型喫煙所として再開いたします。

現在の喫煙所は、令和2年4月の第1回目の緊急事態宣言によりまして、新型コロナウイルス感染症予防措置としまして一時閉鎖しておりました。その後も多くの喫煙者が集まりますことから、生活安全パトロール隊によります指導・取締りを重点的に実施してまいりました。このたびの再開によりまして、路上喫煙におけるたばこの臭いと煙の問題を解消しまして、吸う人も吸わない人も快適な環境を整備したいと思っております。

2の施設の概要でございます。名称は大崎駅東口指定喫煙所でございます。住所は品川区大崎1丁目4番、仕様は密閉型喫煙所となります。スチール製で全長5.8m、全幅2.1m、高さ2.6m、建築面積は13㎡となります。エアコン、空気清浄機つきでございます。利用可能人数は約15名とさせていただきます。開設時間ですが、午前7時から午後8時まで、自動施錠を設置しまして、自動で施錠されます。そのほか利用人数は10名程度に制限しまして、感染症予防のための掲示をするほか、喫煙所周辺における喫煙マナーの啓発強化をしてまいります。

3番の予定でございます。着工は令和4年2月頃、竣工は令和4年3月頃、開設は令和4年4月頃としております。それまでに建築審査会や道路占用許可などの手続も進めてまいります。

4番のその他でございます。令和2年度の大崎駅周辺におきます指導・過料につきましては1,896件、うち過料については20件ございました。

周辺区における密閉型喫煙所の設置状況でございます。大田区が2箇所、世田谷区が3箇所、目黒区が1箇所ということで、私どもの品川区では初めての密閉型喫煙所の設置となります。

裏面をご覧ください。1の設置場所でございます。現在は閉鎖中ではありますが、山手通りの高架下に喫煙所を設置しております。そこから五反田寄りに行きまして、新規と書いてある場所に設置をいたします。

2番の密閉型屋外喫煙所イメージでございます。これは他の区で設置している密閉型のものですが、このようなイメージとなります。

3番の近隣区の密閉型喫煙所の設置状況につきましては、写真のとおりでございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○くにば委員

数点お伺いします。まず、利用人数についてです。利用可能人数15名のところ感染症対策ということで10名程度に絞ると。この地図を拝見したのですけれども、この辺は、オフィスビルが割とたくさんあって、そのオフィスビルを利用なさっている方がお昼どきに利用することが多いのではないかと感じるのです。

例えば、人が集中する時間帯には、10人しか利用できない中、20人ぐらい集まってくるケースが生じると思うのです。その場合、この利用人数は10名程度です、残りの方々は、1名出るとに入ってください、人数制限を正しく守ってくださいというようにマナーを守ってもらうような掲示という形にするのか、利用人数が明らかにオーバーする場合、どんな状況になるかを想定しているのか、それに対する具体的な対策です。結局ポスター掲示とか、文言の掲示だけだと実態としてはなかなかマナーが守られないという部分が多々あると思います。そこに関する利用人数はどのように考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○森田生活安全担当課長

このたび10名の人数制限をさせていただきました。これにつきましては、足元の足跡表示をするのと、10名制限でございますけれども、また、ホームページでもそのような形で表示する。また外にも足跡表示をしまして並んでいただく形にしております。今検討中ではございますが、警備員の配置などにつきまして、多い時間帯には、ルールをお伝えした上で整理・誘導するなどといった部分も検討しています。

○くにば委員

この近辺はもともとオープン型というか、旧来型の喫煙所があったので、どれぐらいの人数が利用するかというのは、何となく想定できると思うのですけれども、今おっしゃったような形で、恐らくお昼の時間帯は、この利用人数を超えるのではないかと想定されます。では、その時間帯は常に誘導を行う警備員がつくような形で、可能な限り仕組みとして守らせるような形にするのか、足跡というのは大変すばらしいアイデアだなと思ひまして、やっぱり足跡があると、足跡の上に並んで、それを超えて中に入ると、周りの方々の目がという部分もあって、それは一定有効だと思うのです。

ただ、今から質問させていただくこと全てに関してなのですが、私も長年喫煙していたので、元当事者としての観点で申し上げるのですが、例えば吸う時間はお昼休みに限られている。今から10分以内に戻らなければいけない。目の前に10人並んでいたら、正直なかなか守らないと思うのです。結局周りに出て喫煙をする方がどうしても出てしまうと思うのです。なのでそこに関して、利用人数の制限が、本当に守られるか、これは善意で守ってくださいと考えているのか、それとも、混むような時間帯は常に指導員というか、警備員がいるような形にするのか、そこに関してもう一度考えをお聞かせ

ください。

○森田生活安全担当課長

まずは、先ほどの警備員の話ですが、それはまだ決まっているわけがありません。検討段階でございます。

そして、今委員がお話しされたとおり、守らない方がいらっしゃるということにつきましては、私も東口の状況をいろいろ見て把握しているところでございます。

ちょっと話が変わりますが、以前、本村橋に喫煙所設置した際に、昼間の状況を見ておりましたら、確かに昼に多いという形でございます。そういうときには、マナーだけでは駄目なところがございまして、私どもの方で指導、取締り、巡回を継続してやっていく。また、東口が今後どのような形になるかというのは、ある程度の予測はしておりますが、その状況によっては取締りを強める。そういったことは考えていきたいと思っております。

あと東口は今も閉鎖しているのですが、多くの方が集まっております。私が思うには、ある程度守りたい、ほかの方々に迷惑をかけたくはないという考えで、喫煙所の場所に集まられているという感じがします。今後私どもが設置したところにも多くの方が集まるかとは思いますが、守りたいという方々の思いも当然あると思っております。それはなるべく守っていただけるのではないかと考えております。先ほどの繰り返しになりますが、まだ足りないところがありましたら、取締り等々厳しくやっていきたいと思っております。

○くにば委員

ありがとうございます。守っていただきたい、守っていただけるのではないかと願っている。そういった善意の取組みもあると思うのですが、例えば、利用される方は、7割ぐらいが周りのオフィスにおられる喫煙者とか、ある程度利用者が固定されるのかなと。通りすがりで使ったという場合もあります。例えば、その7割ぐらいの頻繁に利用される周囲の方々が規範意識を持つまでの間はしばらく常に指導員につけておき、それで守られる雰囲気というか、空気が出てきたら、それを徐々に減らしていくといった、何かしら形としての政策も必要なのではないかと思っております。

2点目が、利用時間を制限をする必要がなぜあるのかという部分で、利用時間を制限することによって、午後8時以降は閉まってしまうので、周りでたばこを吸ってしまうという形で、周囲でポイ捨てとか喫煙される方が、生じてしまうのではないかと思う部分があるのです。

なので、利用時間を制限しなければいけない理由と、8時よりも少し遅くしたほうがいいのではないかなと思うという部分、あとは周囲で同じように、閉まっているから守ろうと思うけれども、ほかに喫煙所がないから、たばこを吸ってしまうというのが想定されると思うのですが、その3点についてお考えをお聞かせください。

○森田生活安全担当課長

まず、利用時間の制限でございますが、これは午前7時から午後8時までとさせていただいております。コロナ禍の中でいろいろ飲酒の機会もあると思うのですが、東口におきましては、会社勤めの方が多く利用されているということで、8時である程度の方の利用は終わるのではないかと考えております。

今回品川区で初めてつけておりますので、今後利用時間帯につきましては、必要があれば若干延ばす、または早めにするといった形も将来的には考えていきたいと思っております。いろいろなご意見があるかと思っておりますので、そういったご意見をお伺いしながら、ポイ捨て防止、また歩きたばこ防止に配慮

して、今後も進めてまいりたいと思います。

○くには委員

というのは、利用時間の制限はシステム上、しなければならぬというわけではなく、あくまで需要を見込んでその時間帯にするとということか認識をお伺いしました。であれば、利用時間の制限を特にする必要はないのではないかと思います。利用時間の制限をしなければ、それに関連したトラブルも発生しないと思うので、あとは午後8時ぐらいで利用される方が一定なくなるのかなという部分も、例えば、それを午後10時とかにすると、さらに利用される方が増える、要するに、残業であるとか、日々の仕事のルーティンがどうしても午後8時を過ぎてしまう方とか、もう少し遅ければ、そのトラブルは減る。まずその2点、利用時間の制限はそもそも解除したほうがいいのではないかとこの部分について、原理原則というか、何の障害があって利用時間の制限をしなければならぬのか、この辺の考え方をお聞かせください。

○森田生活安全担当課長

利用時間の制限を解除するというご意見ですが、私どもが考えておりますのは、品川区に初めてコンテナ型の喫煙所を作ります。中は個室でございますので、防犯的な観点からも、ある程度の設備は必要かなと思います。これにつきましては、裏面にコンテナ型の写真がございますが、なるべくガラス面を多くしたいと思っております。今の段階だと少し間口が、ガラスがそれほどないのですけれども、ガラス面を大きくした上で、中が見えるような形にしていきたいと思っております。

○くには委員

分かりました。まず、最初の設置ということで、トライ&エラーでトラブルがどういうふうにかかるかというのを実際に確認して進めてみながら、今後柔軟に検討していただければと思います。

最後に1点だけ伺います。こちらはコンテナ型、密閉型ということで、この問題点は、例えば、飲食店とか施設でもそうなのですけれども、一定の喫煙所、密閉型のところがある。外から見ても、中は真っ白で、喫煙者でも入るのがためらわれるぐらい。実際入ると、喫煙者だけでも、目が痛い、臭いが強い、入るのをやめたいと思われる方も多いと思うのです。それは開放型でもそうなのですけれども、近くに行けば行くほど、たばこを吸われている方の密集度が高くて、できるだけ外側で離れて吸いたいという喫煙者の心理というか、割と物理的な部分だと思うのですけれども、コンテナの外で吸われる方についても、先ほどおっしゃっていた指導員をある程度置くことも必要だと思うのですけれども、根本的にどの時間帯かを問わず、なるべく外側で吸いたいと思われるとうと、どうやって指導していくか、啓発というか、例えば、大崎駅周辺における指導・過料は1,896件という数字がありますけれども、この中で今回設置するに当たり、どれぐらいの発生を見込まれるというか、発生してしまうのかなという部分もあるのですけれども、何にせよコンテナ周辺で吸ってしまわれる方に対して、取締りをどのように考えていらっしゃるか、マナーの掲示だけではなく、具体的に何か考えていらっしゃるのか、そういったトラブルは、例えば、他の自治体で先行しているところで何がトラブル、課題として出て、もしくは解決が図られているのか、その辺についてお伺いします。

○森田生活安全担当課長

まず、1点でございます。室内の換気については、空気清浄機を入れております。これはあくまでも目安でございますが、ビル管理法に基づく必要換気量というのは、1人毎時30m³とされています。密閉型のコンテナの換気量につきましては、毎時1,200m³ということで、40人の換気を満たしてくれるということになります。入室を10名としますと、1人の4倍、ある程度の換気はできると思いま

す。中に洗浄した空気を、きれいなフィルターを通しまして、きれいな空気を外に出すという仕組みですが、10名以上、多くの方々が中に入ってしまうと、換気量はだんだん低くなりますので、当然煙がこもることになるかと思えます。ただ、中の40名の方々の換気量は保っているところではございますので、その点については大丈夫かなとは思っております。しかしながら、フィルター交換を随時していかないと、どんどん下がってきてしまいますので、清掃、フィルター交換につきましては、随時やっていきたいと思えます。

また、周辺の喫煙でございますが、これは私も非常に懸念しているところでございます。以前、他自治体で駅前に設置しましたコンテナについて聞きましたところ、パーテーションを設置して、多くの方が吸われていたところなのですけれども、多くの方々がみんなコンテナに入れるのかどうなのかというところはやっぱり懸念していたらしいということなのですが、コンテナが設置されたことによって、外で吸う人はおらず、しっかり守って中で吸われていた。反対に外で吸っていた人はいないという結果がございました。でも、これはプラスの考えでしかございませんので、事実ではございますけれども、今後もそういったことを加味しながら、取締り、または巡回、マナーアップ、こういったところを通して指導していきたいと思えます。

○くにば委員

ありがとうございます。今おっしゃられたことは、基本的にはマナーという部分が、今回設置する大崎は、ビジネスマンが多い中で、例えば、飲み屋さんがたくさんあるようなところにコンテナを設置するよりは、はるかにマナーが守られるであろうという想定はできると思うのでけれども、今おっしゃった形で、そういったところではなくとも、基本的にはその中で吸ってくださったという事例を聞いて、なるほどと思って安心した部分があります。これも引き続き様々な形で、どういう状況なのかという現状というか、実態を探って、把握して改善していただければと思えます。

○中塚委員

初めてのコンテナ型の設置ということで、今やりとりがありましたけれども、まず、たばこの煙が漏れない受動喫煙防止に配慮したコンテナ型ということですが、どの程度たばこの煙が漏れないのか。先ほどの説明では、きれいな空気を外に出すというお話だから、10人を超えるともくもくと出るとおっしゃっていたので、煙、成分、臭いをどの程度除去できるレベルなのか、改めて伺いたいと思えます。

そして、警備員の配置について検討段階というご説明がありましたけれども、どういう検討をされているのか、何時から何時まで人数について検討の中身を伺いたいと思えます。

開設直後や、ご指摘があった昼の時間帯、また夜8時以降どういう環境になるのか、開設後は警備員というのか、誘導員というのか、何か警備をするわけではなくて、どういう役割なのか、定められたルールが守られているかという、必要に応じて、まずは状況把握していく必要があるのではないかと思えます。警備員の配置の検討段階の中身についてご説明いただきたいと思えます。

○森田生活安全担当課長

1点、10名を超えるというのは、私の言い方がちょっとまずかったと思えます。失礼しました。今の段階のコンテナにつきましては、40名の方々の換気は保たれるというところではございます。また、除去率につきましても、96.9%、要するに、1万2,000本のたばこの煙を除去するというところで、煙がそのまま外に漏れることはありません。私もいろいろなところでコンテナの臭いをかいできましたけれども、そういった臭いは出ていないところでございます。やはりフィルターをしっかり交換してい

ませんと、機能は落ちますので、それにつきましては、しっかりと直していきたいと思っております。

また、警備員の配置のお話でございますが、これは3時間だけ警備というのは、契約上なかなか難しいのが分かってきておまして、配置するならば1日とか、いろいろな条件がございますので、警備員を配置してしっかりと全部やるのか、整理・誘導するのか、整理・誘導までしますと、警備業法上の許可が必要になりまして、それもいろいろと加味して今検討を進めているところです。今シルバーの方に回っていただいておりますが、そういったものの強化も一つのやり方だとは思っております。いろいろなものを加味しながら設置までに考えて、実施していきたいと思っております。

○中塚委員

経費についてもお伺いしたいのですけれども、まずコンテナの1基当たりの設置費用が幾らかということと、先ほどからフィルターの交換であったり、警備員、誘導員、維持管理にも費用がかかるということだと思っておりますけれども、設置費用や維持管理について幾らかかかるのかそれぞれと伺いたいと思います。その設置費は補助金なのか、区の一般財源なのか、その辺の財源構成についてもご説明いただきたいと思っております。

○森田生活安全担当課長

経費についてでございます。経費は1基が大体1,700万円です。あと維持経費については約250万円です、フィルター交換は……。

○中塚委員

年間の経費をお願いします。

○森田生活安全担当課長

はい、年間です。電気代やメンテナンスといったものがかかってまいります。あと自動警備をしますので、改良しますので、そういったところにお金がかかるということでございます。これにつきましては、国庫からの補助はございませんので、品川区の持ち出しということです。

○中塚委員

1基1,700万円で、年間の経費は250万円、全額区の負担ということです。目的に掲げられたことは正直分からもないけれども、率直に言って高いと思います。まずは1カ所を決めて、状況を把握してから今後の展開ということですが、費用についてもしっかりと検討していただきたいと、要望だけしておきたいと思っております。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。品川区で初めてコンテナの喫煙所を設置していただけるということで、ありがとうございます。大崎に区内で初めて設置する。今の中塚委員と関連するかもしれないですが、来年度など今後あと1カ所とか、ある程度設備の方針が決まっていることがあるのかどうかというところが1点、もう1点が、大田区は2カ所ありますね。大森駅東口と雑色駅前だと思うのです。2カ所とも路面に誘導ブロックを設置してあるのですけれども、区としては、大崎駅のところは路面の誘導ブロックなどはお考えになっているかどうかということだけ、2点お伺いしたいと思います。

○森田生活安全担当課長

まず、今年度につきましては、今のところ大崎駅東口の喫煙所設置に向けて進めております。また、今後につきましては、今現在閉鎖しているのが大井町の城南信金前と大崎駅東口でございます。この2つをどうにかということで今進めているところでございます。来年度も閉鎖している場所についてどうにか適地を探しまして、進めていきたいというのが1点でございます。

あと誘導ブロックということですが、委員がおっしゃる誘導ブロックというのは、喫煙場所はこちらですという黄色の、今これから設置するところにつきましては、今まで植え込みがあったところに設置するものでございます。出入口のところには土間を設けまして、ある程度空間を設けますので、歩行者にはだれも妨害にはならないように設置できるものでございます。今後状況に応じては点字ブロックも考えていきたいと思っているのですが、今現在では考えているところではございません。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございました。視覚障害者の方で喫煙する方もいらっしゃるので、ぜひ検討していただきたいと思います。要望です。ありがとうございました。

○藤原委員

密閉型喫煙所ということですが、吸い殻の処理はどうなるのですか。自分で持って行って捨てるのですか。

○森田生活安全担当課長

今までどおり中にたばこの灰皿を設置しますので、吸い殻はそこに捨てていただく形になります。

○藤原委員

ということは、品川区には投げ捨ての防止条例がありますね。その中の第5条の2に、たばこ、飲料、食料等の製造・加工販売等を行う事業者は、吸い殻・空き缶等の投げ捨てを防止するためというのと、吸い殻・空き缶等の回収その他必要な措置を講じなければならないとあり吸い殻入れがあるわけだから、そういう意味において、先ほど1,700万円かかります、維持していくのに年間250万円かかる、それは全部区のお金でやるのだと言うけれども、この条例に照らし合わせると、吸い殻等は、加工、製造するところが措置を講じなさいと条例に書いてあるのです。その条例を担保にするならば、製造・加工する業者にその辺のことも、金銭的なことも支援してほしいというのは、区としては言えると思うのです。その辺について、全て区がやる。受益者負担といいますが、吸う区民の方は税金を納める。販売するところは販売するところの義務として、せっきやく区がこういう形で作るというのであれば、金銭的に協力していくべきだと私は思うのですけれども、その辺についてお願いします。

○森田生活安全担当課長

吸い殻は、私どもが今区内に設置している喫煙所につきましては、JT、フィリップモリスといった会社からの灰皿の贈呈とか、そういったものでご協力を賜っているところでございます。喫煙につきましても、引き続きそういったところのご協力をいただきながら実施をしてみたいと思っております。

○藤原委員

課長、条例を作るというのは大変なことなのです。いろいろご意見を聞いて、委員会で審議し議決しているわけですが、条例があるわけです。もっと言うならば、今日は条例の審議ではないので、ここで止めますが、このルールをちゃんと守らない方は、いろいろ公表しますよと最後のほうに書いてあるのです。それほど厳しいルールがあるわけです。

別に条例違反しているという意味ではなくて、せっきやくこういう条例があるのですから、条例に関わってくると私は思っているのです。品川区ではこういう条例があるので、製造・加工メーカーに協力してくださいとどんどん言うべき、条例があるのだからもっと言うべきだと私は思うのです。簡単に1,700万円と言うけれども、されど1,700万円、あと維持していくのに250万円、これは本当に大きいお金だと私は思うので、担当として条例を担保にもっとちゃんとやっていくべきではないかと思うのです。もう一度答弁ください。

それと、さっき防犯の話が出ました。これを設置する場所には、手前に横断歩道があります。ここは大崎けれども、人通りはそんなにないのです。みんな横断歩道を渡って、いわゆるソニー通りという赤い橋のほうに行ってしまうので、測ったわけではないので分かりませんが、私の感覚では、結構寂しい。

防犯です。密閉型の個室なので、幾らガラス張りにしても、犯罪があったら大変なことになってしまうと私は思っています。ちなみにこのあたりには防犯カメラはあるのでしょうか。防犯カメラがあるならば、犯罪抑制のために防犯カメラをつけていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○森田生活安全担当課長

まず、条例のことについては、私どもも勉強させていただきまして、今後販売業者等の協力でどのようなことができるのか、この辺につきまして調査・研究して進めながら考えてまいりたいと思っております。

また、防犯上の関係でございますが、防犯上の意味もございまして、開放は8時までとしております。なおかつ生活安全サポート隊がいるのが10時までですので、それより前には閉鎖していきたい。なおかつ、自動閉鎖につきましては今、警備会社と検討しているところでございますが、8時以降中に人がいたりしたときなどは、通報が行くといったことは他区でもやっておりますので、そういったところの状況を伺いながら、いいところは取り入れながら、防犯上も安全にしていきたいと思っております。

防犯カメラにつきましては、ここに防犯カメラがあります、ありませんというのは、私のほうでは申し上げられませんが、駅前周辺につきましては、多くの事業者がございまして、設置がございまして。この喫煙所だけの防犯カメラの設置については、今のところ考えておりません。今後も様々なものをお聞きしながら、安全を守りつつ、喫煙所を設置しまして、皆様が快適に暮らせるようなまちづくりにつなげたいと考えております。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。私も、東口の喫煙所においては、区民の方から煙がすごいということでご相談、ご要望をいただいておりますので、このような形で設置していただくということ、そしてまたコンテナ型は品川区で初めて設置されるのは歓迎したいと思います。

現在のところが閉鎖中になっているところに設置しないで、場所を移動したのは、現在の喫煙所の場所には設置できない環境にあったので、適地を探してここになったということよろしいのでしょうか。それが1点です。

私も現地を見て、煙のすごさとか、人の多さも確認しておりましたが、この人数だけではちょっと賄えないといいますか、到底収まらないのではないかと心配してしまいます。ほかの地域、場所で、設置されていないところで吸う方が出てしまうのではないかとこのところがとても心配に思えます。

そこは警備員のことも今検討されているということでしたので、コンテナが設置されているところだけでなく、その周辺も併せて見回りをしていただけるのかということところです。そこら辺の確認がもう1点です。

それと、今ありましたが、防犯対策も非常に重要だと思います。大きなガラスをつけて中が見えるようなイメージでということで、コンテナの設置が検討されるということなのですが、例えば、外にランプか何かがついていて、中で何かあったときにこのボタンを押すと外に助けてということを示すランプがつくような防犯対策ができるのか、そういうものを検討していただけるのか、とにかく犯罪が起これ

ないためにできる限りの対策をしてほしいと思います。それが1点です。

それともう一つは、初めて設置されるということで、今後区内にも多く展開をされたいと期待もしているのですが、予算もあることですので、そう数多くの設置は難しいかと思いますが、まず1カ所目が設置された状況をよく把握・調査していただいて、どういう時間帯にどういう人が来ているのか、どういう人数なのかという調査をぜひしていただきたいと、要望させていただきます。

○森田生活安全担当課長

まず、現在の場所に密閉型を設けなかった理由でございます。これにつきましては、今の喫煙所の上に山手通りがございまして、その高架下という場所でございます。火気を利用した施設を作るには都との協議が必要でございまして、都からはそういった施設は作らないでいただきたいといったことがございましたので、他の場所を検討しまして、落ち着いたところがこちらでございます。

あと他の地域でも吸う人が出るということで、そういう方の取締りや巡回でございます。現在も閉鎖している中、多数の方がいらっしゃるということで、朝、昼、夕と時間に関わらず、付近を巡回しております。これにつきましても、状況はまた変わるかと思っておりますので、その状況を踏まえながらも強化していきたいと思っております。

ランプなど設けて、非常ベルなど、これにつきましても、他区でもいろいろなことを聞きましたところ、現状はそういったランプを設けているところはないのですが、状況を踏まえて、いろいろなことを研究してまいりながら、安全に加味するような形で設置を考えていきたいと思っております。

あと委員がおっしゃっていただきましたとおり、私どももこれが初めての設置でございますので、いろいろな意味で考えながら、またご意見を伺いながら、安全かつ吸わない方も吸う方もお互いに快適な場所になるような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○新妻副委員長

ありがとうございました。それぞれどうぞよろしく願いいたします。山手通りの下ということで、火気に関わるような建物を設置できないということで、今現在のところにはコンテナ型の設置ができなかったということですが、そのことだけが理由ということなのですね。だから、建物的にはここは建てられるということでよろしいのでしょうか。東京都が言っている火気のことをクリアできれば、ここには設置できるということでよろしいのでしょうか。

○森田生活安全担当課長

東京都の方々ともいろいろ話はしました。建物自体にいろいろな懸念がございますようで、私どもはいろいろお願いというか、協力というか、ご相談にいきましたけれども、火気利用の建物ですと、ちょっと遠慮してもらいたいという話がございました。建物自体が駄目なのかどうか、そこまで突き詰めてはおりませんが、喫煙の密閉型を作りたいということに対しては、そのような回答がございました。そのため、私どももしかるべきところを探して設置をするという形でございます。

○新妻副委員長

ありがとうございました。いずれにしても吸う方と吸わない方がしっかり共存できることが大事でありますので、今回の設置から、しっかり現状を見据えていただいて、大崎駅東口にまだ足りないということであれば、また追加の設置もしていただくという思いもあります。見ている限りではやはりとても多くの方が吸われているので、そこら辺はまた今後もしっかりと調査をしていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○西村委員

ご説明ありがとうございました。皆さん大分聞いてくださったので、手短にお伺いさせていただきます。まず1点が、改めてなのですが、指導と過料についてで、過料は20件と書かれております。過料は1,000円だったかなと思うのですけれども、改めて伺わせて下さい。

あとは設置の予算と警備費用は全額区負担ということでした。不勉強で申し訳ないのですが、国の特別交付税といったものは使えないのか、改めて教えてください。

○森田生活安全担当課長

昨年度1,896件、うち過料は20件ということでした。指導につきましては、令和元年度から比べますと6.8倍ございました。やはり閉鎖して吸う場所がなくなったことによって、私はいろいろなところに巡回で参りますので、指導も多くなったのかと思っております。指導についてはプラス5件でございました。その中でも悪質な方、またポイ捨ての方いろいろいらっしゃいますので、現場ではいろいろな取締りをさせていただいております。そういった意味では、マナーアップを中心としてやらせてはいただいておりますが、それでも閉鎖のところについては不可能という形でやらせていただいているところでございます。

特別地方税につきましては、今、都からはオリンピックまでの間に設置ということで出てはおりましたが、現在はもうなくなっておりますので区が全て支出するという形になると思います。

○西村委員

ありがとうございます。

○鈴木（真）委員長

よろしいですか。ご発言がないようなので、以上で本件を終了いたします。

生活安全担当課長はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(3) 総合区民会館（きゅりあん）の大規模改修に伴う休館等について

○鈴木（真）委員長

次に、(3) 総合区民会館（きゅりあん）の大規模改修に伴う休館等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田文化観光課長

それでは、私から総合区民会館（きゅりあん）の大規模改修に伴う休館等につきましてご説明させていただきます。資料につきましては、先だつての定例会で工事の契約議案ということで、ご議決をいただいたところでございます。現在実際の工事に向けた準備を進めているところでございますけれども、このたび工事の日程が固まりましたので、それに伴いまして、休館期間が正式に決まったということで、周知を図ってまいるところでございます。

資料をご覧くださいまして、まず、1の休館期間でございます。最初に記載されてございます8階の大ホールでございます。今回工事はかなり規模になっているということで、1つは天井の耐震化ということで、全ての天井の大改修をする。ホールの中にやぐらを組んで全面的な改修するといったこと、また座席のほうも経年で大分くたびれてきているということがございまして、全て取り替えるという、かなり大規模な工事を行います。休館期間はこちらに書かれておりますとおり、来年年明けの令和4年2月1日から翌年令和5年9月中旬まで、およそ1年半を予定しているところでございます。

イベントホール以下、その他の施設でございます。これらにつきましては、全面的なリニューアルが中心となりますけれども、大ホールのような大規模工事にはならないということで、休館期間につきま

しては、同じく令和4年2月1日から年明け令和5年1月中旬あたり、1年弱を予定しているところがございます。

2番の休館期間中の事務室の移転先等についてでございます。この間、きゅりあん全体が工事に入ってしまうので、受付の事務室ですとか、中に入っております品川文化振興事業団の事務室等も使えなくなってしまいます。こちらにつきましては、休館期間はこみゅにていーぷらざ八潮の中にお部屋を借りて、そちらに移すことになります。

同じくきゅりあんの中に男女共同参画センターがございます。こちらは所管ではないのですけれども、同じように移転をするということで、旧荏原第一地域センターで執務を行う予定と聞いているところがございます。

3番の周知方法でございます。これにつきましては、11月21日号の広報しながわにてまずお知らせするということとなります。ただし、2番に書かれてございます移転先等の電話番号とかファクス番号につきましては、移転直前の11月11日号での掲載を予定しているところがございます。また、そのほか区のホームページですとか、品川文化振興事業団のホームページでも周知を図ってまいります予定でございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

きゅりあんの大規模改修に伴う休館に関わって、指定管理者制度について伺いたいと思うのですが、前回もコロナの影響で使用料が減ったときに、文化振興事業団としての対応がどうだったのか。あのときは報告だったか、そのときに伺ったのですが、今回はあらかじめ大ホールについては1年半、そのほかについては1年弱工事ということで使用料が入ってこないということになります。そうすると、指定管理料はどういう変化し、それにどう対応するのかを伺いたいと思います。当然ここで働いている方もいらっしゃるし、工事に伴って様々な業務や事業が一時的になくなることは分かるのですが、指定管理料がどのような変化になるのか、ご説明いただきたい。

○篠田文化観光課長

総合区民会館の指定管理料につきましては、こちらは利用料金制を採ってございますので、これまでには幾ら入ってくるか、それから実際かかる経費が幾らなのかということで差し引きして計算しているところがございます。今回は、こういう形で施設が休館になってしまいますので、いわゆる利用料は見込めないということでございます。

来年度の予算につきましては、大ホールのほうは、来年度はもう全て閉まってしまう。それから、その他に関しましては、1月中旬まで閉まるということですので、2カ月だけ開くことを予定していますので、2カ月分ぐらいの利用料ということです。それに対して、幾らぐらいかかるかということでございます。閉まっている間、当然今までと同じような体制で執務を執ることはございません。また、今回の場合はコロナの対応とは違いまして、あらかじめきちっと予定が分かっていますので、どれだけの業務が必要になるかをきちっと洗い出した上で、必要な経費を算出するというので、入ってくる利用料と差し引きした上で、指定管理料を計算し対応するものがございます。

○中塚委員

利用料として入ってくるものは減るわけですから、差し引きで指定管理料が決まるということです。つ

まり、入ってこないことは明らかなわけだから、指定管理料としては結果的に増えるということになるのか、ご説明いただけますか。

○篠田文化観光課長

利用料は、必要となる経費が例年と同じであれば、同じという形になるわけですがけれども、今回休館に当たりまして、例えば舞台の関係でいけば、閉まっているので、当然舞台はできない。そうは言っても、この後の予約に対する対応とか、舞台装置の関係で、閉まっている間でも定期的に調整しなければいけないところもあるので、一定程度の人数が必要になってくるということもございます。ただそれは通常の数と比べれば、圧倒的に少ない人数でできることとなりますので、かかる経費自体はかなり圧縮されるということもございます。差し引きすると、今、予算要求に向けて細かいところをやっているところではございますけれども、今までの指定管理料から極端に増える形にはならないのではないかと想定しているところでございます。

○藤原委員

決算・予算を見れば分かるのですが、改めてお伺いさせていただきたいのだけれども、結局大ホールは令和4年2月1日から令和5年9月中旬まで改修します。そうすると、大体ここで通常にやっていたどのぐらいの金額が入ってくるのか、具体的な数字を教えてください。その下の令和4年2月1日から令和5年1月中旬まで閉めるわけだけれども、例年の計算をすれば、入ってくるお金がどれぐらい、ゼロになるのか、分かれば数字を教えてください。

○篠田文化観光課長

申し訳ありません。手元に来年度予算の資料を持ってきていないのですけれども、例年ですと、いわゆる利用料です。きゅりあんの場合、2億円以上と見込まれますので、これが2カ月分だけということになる。大ホール等が改修に入って、きゅりあんは大ホールが一番大きいので、来年度の収入として入ってくるのは、2カ月分でございますので、恐らく2,000万円程度しかが入ってこないのではないかと、そういった金額だったと記憶しているところでございます。

○藤原委員

2,000万円と今おっしゃったけれども、2億円からそれを引いたお金が入ってこないわけです。入ってこない中でどう運営といたら変だけれども、きゅりあんがなくなるわけではなくて休館するわけですから、私が伺っていたのは、確認なのですが、一般的に思うのは、大ホールも休館します、あとイベントホールとか会議室も工事のために休館してしまうわけだから、受付業務は間違いなく今までと同じようなことにはならないわけですね。今雇っている方たちの雇用は守られると聞いていたのですけれども、そのとおりでいいのか、質問します。

○篠田文化観光課長

休館している最中でございますので、受付に関しましては通常の受付業務と全く同じ体制ということにはなりませんから、人数的には、きゅりあんの受付としては減ることになります。ただ、休館中とはいえ、例えば、休館明けの分、先の予約等への対応もございますので、結構人数が必要になるということですね。受付等の方の雇用関連につきましては、指定管理に任せて、文化振興事業団の採択になります。逆に言うと、受付業務をされているのは、今やられている業者はきゅりあんだけをやっているわけではございません。またその中でほかの勤務先等、それぞれの再委託の事業者がお考えになっていると聞いておりますので、今の方がそのまま首になってしまうことにはならないと考えているところでございます。

○藤原委員

私の個人的な考えとして、意見として、雇用は守っていただきたいと思うのです。文化振興事業団に指定管理をお願いしているわけですが、2億円近いお金が入ってこないとしても、文化振興事業団として今までの実績、資金的な面から考えればちゃんと雇用は保たれていくと思っておりますので、雇用の確保だけは維持していただきたいと私は思うのです。これから休館してしまうのだから、確かに仕事は目に見えて減りますよね。だけれども、雇用の確保、今までのキャリアを尊重していただきたいと思うので、そこは改めてよろしくお願いいたします。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいですか。ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

住民票・戸籍等窓口サービスの向上について

○鈴木（真）委員長

次に、予定表2の所管事務調査を議題に供します。本日は住民票・戸籍等窓口サービスの向上を議題とし、区の現状や今後の取り組みなどについて説明を受け、理解を深めた上で、マイナンバーカードの普及促進や、窓口サービスの利便性の向上などに向け調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本件につきまして、理事者からご説明願います。

○木村戸籍住民課長

それでは、私から所管事務調査、住民票・戸籍等窓口サービスの向上について、これまでの取り組み、課題、今後の取り組みの順にご説明をさせていただきます。資料の左側、これまでの取り組み・成果をご覧くださいと思います。

取扱場所の拡大といたしまして、駅前の行政サービスコーナーを開設・運営してきているところでございます。こちらにあります3カ所のうち、武蔵小山につきましては、本委員会でご報告させていただきました7月の荏原第一地域センターの移転に伴いまして、閉めたところでございますので、現在は2カ所でございます。朝や夜の時間を延長するとともに、土日につきましても開けております。取扱件数等は記載のとおりでございます。

それから、区役所、地域センターでの取扱時間の拡大ということでございまして、火曜日の夜間延長、それから日曜開庁という形で行ってきているところでございます。

引き続きまして、次のオレンジの部分でございます。新たなサービスの導入といたしまして、今もお話ございましたマイナンバーカード、それから、コンビニ交付、キャッシュレス、ワクチンパスポートの交付を行ってきているところでございます。

マイナンバーカードにつきましては、9月時点での数字を載せておりますが、10月末時点の速報値で42.1%の交付率でございます。

時間や場所にとらわれないサービスの拡大につきましても、コロナ禍を機に拡大してまいりました。中身については、記載のとおりでございます。

また、民間活力の導入も、窓口業務委託を中心に進めてきているところでございます。

今後に向けた課題といたしましては、記載の4点と認識しているところでございまして、こちらの各課題を解決する取り組みといたしまして、ページの右側をご覧くださいと思います。

まず、オンライン化の促進ということでございまして、こちらは今年度予算、来年年明け1月から、戸籍証明と住民票オンライン申請を開始するために今準備をしているところでございます。

それから、現在行っておりますコンビニ交付、キャッシュレス支払いをさらに進めてまいりたいと思っております。

それから、マイナンバーカードの普及促進でございます。いわゆる出前サービスというのですか、申請を簡単にさせていただくサービスのイベントでございますとか、デジタルデバインドに対応した、申請サポートを推し進めていく。それから、交付会場につきましては今、区役所、目黒サービスコーナーと荏原第一地域センターで行っておりますが、さらに拡大を検討している状況でございます。

それから、令和5年度、戸籍法改正への対応ということでございまして、マイナンバーと連携することにつきまして、こちらに記載されているような、戸籍に関してもサービスをレベルアップするという形で、これも準備を進めているところでございます。

それから、オープンデータの推進は、行政が持っておりますデータ、統計その他、各種データをホームページ等で公開することで、お客様があらかじめ情報としてお伝えいただく、あるいはそれを活用してさらなるサービスにつなげていただくという形で、こちらの公開も進めてまいりたいと思っております。

それから、全国システム標準化への対応というところでございます。こちらは現在、例えば、住民基本台帳のシステムは各自治体が調達をして、更新をしてということで行っているのですけれども、こちらは国で音頭を取りまして、標準仕様のシステムを作るという形で今準備が進んでいるところでございます。こちらに関しても準備の作業を進めております。

それから、窓口サービスにさらなるレベルアップを検討してまいりたい。実際にお客様のご要望、お求めがかなり多様になってまいりました。それから、DVといった新たな要素も出て、難しい問題にも対応しなくてはいけないところも出てまいりました。そちらに関しまして、窓口のサービスレベルをさらにアップしていきたいと考えているところでございます。

それから、ワンストップサービスは、議会でもいろいろご要望いただいているところでございますが、新庁舎建設に向けて長期基本計画の中でも1つの目標として掲げておりますが、今すぐできること、やれることは何かないものかというところで、現場発信、検討を今進めているところでございます。

○鈴木（真）委員長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○くには委員

1点お伺いさせていただきます。マイナンバーカードの普及促進という部分で、交付対象の拡大検討、現状は区役所と目黒サービスコーナー、あるいは荏原第一地域センター、この3カ所で交付されているということなのですが、拡大に向けて何か課題やネックはあるのか、なければもちろんどんどん拡大していただきたいという思いがあるのですけれども、そこについての見通しとか、拡大に向けての意欲とかがありましたらお願いします。交付を受けるには区役所や、この2カ所に直接行かなければできないというところがネックになっている方は、多分たくさんいらっしゃると思うのです。我が家もその一つなのです。子供を2人抱えて区役所に取りにいかなければいけないというのがなかなか大変なので、2カ月ぐらい交付、受け取りにいけないのです。そのために交付率が低調になっているのです。それが近くの地域センターならば、簡単に取りにいけるのにという声は実際家庭内にもある。そういった声を受けて、交付会場の拡大はどんどんしていただきたいので、認識や課題をどうぞお聞かせください。

○木村戸籍住民課長

交付会場の拡大に対してのネックが一番あるとすると、場所の広さというのですか、一定程度セキュリティを確保しながら受付できるようなスペースを持たなければいけない、あるいは機械を設置しなければいけないところがあって、一定程度のスペースがどうしても要るのですけれども、余裕のある施設はあまり多くないところをごさいます、それをいかにうまく詰めてやれるか、そこが一番ネックでございます。現在検討しているところでは、ある程度そこをクリアして進められそうな算段をしているところをごさいます。今後も拡大に向けましてさらに研究・検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、場所的な部分でのネックは、委員からもご指摘がございましたけれども、今はどちらかというと、場所が偏っているところをごさいますので、区内にバランスよく交付できるよう場所を選定しながら進めてまいりたいと考えております。

現在申請の数は落ち着いているところでありますけれども、今後ワクチンパスポートの国内パッケージとか、マイナポイントの3万円の話とか、これからマイナンバーカードの交付とか、今お持ちの方がいろいろな手続をされるということで、需要がかなり多くなってくると思っておりますので、そこを拡大しながらこれからも進めていきたいと思っております。

○くにば委員

ありがとうございます。今ので2点お伺いしたいのですけれども、1点目が、ある程度プライバシーというか、個人情報を守られる形のスペースを確保しなければならないというのは、何かしら法令に基づいていなのか、それともマイナンバーカードという性質上、普通の名前、住所等以上に、漏れてしまつては非常に重篤なトラブルが発生することが考えられるから、区として配慮して、スペースを設けなければならないという考えなのか。

もう1点が、端末にどれぐらいの経費がかかって、導入に関するコストはどのくらいかかる見込みなのか。その2点を伺いたいです。

端末に関しては、そんなに高くないのであれば、どんどん導入していただきたいという部分と、スペースに関しても、とりたてて戸籍証明書とかを発行するのと違って、マイナンバーカードに関してだけ特定スペースが必要なかどうかという認識は、法令で定められているのでなければ、どんどん広げていただきたいという思いがあるのですが、その2点を伺いたいです。

○木村戸籍住民課長

1つはルールというところで、基本的には全国统一ではあるのですけれども、例えば、何メーター掛ける何メーターでということまで明記されていないのですが、一定程度セキュリティが確保される。例えば、パスワードとかも入れていただきますので、そういうのがほかの人に見えないようにするという配慮をしてやりなさいということなので、比較的柔軟に対応できる場所ではあります、一定程度の大きさが必要だということです。

それと、端末に関するコストにつきましては、正直それほどのネックではないので、調達して配置すれば済むぐらいのレベルの話ですので、こちらはネックという意識はあまりございません。

○くにば委員

ありがとうございます。スペース的なネックがあると思うのですが、そこに関しては、何か工夫をしていただいて、ぜひとも拡大していただきたいと思っております。

○中塚委員

質問と意見を述べたいと思います。まず質問です。全国システム標準化への対応ということで、先ほど住民基本台帳等の基幹システムへの統一の標準仕様へというご説明がありまして、今、国が旗を振って各自治体に対応を求めているところでもあります。標準仕様にすることによって、区独自の事業ができなくなる、やりにくくなるといったことはあるのか、もっと言うと、区の独自事業がどう変わっていくのか、その点についてご説明いただきたいと思います。

○木村戸籍住民課長

今のご質問で、ざっくり言いますと、全国で同じことをやっているの、基本的にあり得ない話なのですけれども、それでもこの区でずっとこういう形の運用でやり続けた、いわゆるローカルルールといえますか、ローカル運用という部分もありますので、それに関しては、これからは統一仕様で仕事をするというところをベースにして行っていくので、システムに合わせて仕事を変えていくという話がよくありますけれども、実際はそういう形で進めていくので、今まで独自でできていたことができなくなるという認識はございません。

○中塚委員

統一仕様でやることによって、区独自の事業に弊害が生まれてくるのではないかと、また、それを理由に独自事業がやれなくなってしまうのではないかとという危惧を持っているのです。例えば、この間でいうと、コロナ禍の下、区民の暮らしを応援しようということで、今回品川区で1人3万円の給付金を出しました。住民基本台帳のデータというのは、様々な事業を行っていく上で基本となるデータになりますので、例えば、3万円の独自給付金など、まさに区独自の事業が標準仕様によって妨げられることはないということによいのか、改めて確認させていただきたいと思います。

○木村戸籍住民課長

ないという認識でよろしいと思います。例えば、住民基本台帳は、住民基本台帳法という法律をベースに全国で統一したものでございまして、区独自の給付金でいいますと、作りとしては住民基本台帳の情報を区独自のシステムに取り込んでやっているイメージなのです。今回標準化を目指すという部分は、ベースとなる住民基本台帳法のベースでございまして、これから先また区で独自事業を何か展開するといふときに、そのことで大きな支障があるということではございません。

○中塚委員

最後に一言意見だけ述べます。今回住民基本台帳のベースの部分の標準仕様ということでもありますけれども、国が実際に標準仕様を求めていく際に、今後これが拡大していくと、区独自の事業にブレーキがかかる弊害が生まれてくる危険があると私は思っています。今後どういうふうに標準仕様が拡大されていくのかはしっかりと注視していかなければならないし、一方で地方自治をしっかりと守り、発展させる立場に立っていただきたいと思います。

あわせてマイナンバーと戸籍について、意見だけ述べさせていただきます。今後マイナンバーを拡大していくというご説明でしたけれども、個人情報漏えいの問題、情報一元化による情報漏えいのリスクが高まる問題など、マイナンバーは広げるべきではないと思います。

また、戸籍や住民票の窓口について民間委託を進めておりますけれども、個人情報の保護や丁寧な対応を進めるためにも区直営に戻すべきだと、意見だけ述べさせていただきたいと思います。

○藤原委員

ワクチンパスポートについてお伺いするのですが、品川区ではワクチンパスポートを出すのが戸籍住民課となったのですが、23区のほかの自治体では、保健所がやっているところが多いと

思うのです。なぜ戸籍住民課でワクチンパスポートを発行することになったのか。なぜかという前提で、ほかの自治体は保健所だけれども、保健所は、どこも忙しいのです。大変な仕事をされているのだけれども、特に今の時期は、コロナ禍等で保健所も大変なので、戸籍住民課でやっているとは思っているのです。そういうシステムにおいて、他の自治体は違っているのに、なぜここでできるようになったのか。保健所に戻せという意味ではなくて、戸籍住民課で発行することになったのか、お伺いしたいのが1点です。

もう一点は、民間活力の導入をして、具体的にどういう成果が上がっているかということをお教えいただけますか。

○木村戸籍住民課長

まず1点目、なぜ戸籍住民課でということでございます。スタートした時期が、いわゆる第5波、保健所の本来業務に注力してやっていかなければいけない時期に仕事が出てきたことで、実際には私どもは区民の方に証明を発行するという業務を日常的にやっている。それから区役所、地域センター、サービスコーナーという拠点も持っている。郵送を請求してもらって出すというノウハウを持っているということで、保健所にそこを全部整えてやっていくというのは、時間的にもなかなか難しいところがあります。そういうものを生かすために私どものところでやらせていただいたところがございます。

そのことで、先ほどオンライン化もございましたけれども、郵送請求のときにオンラインでワクチンパスポートを請求できるような形、それをすぐ導入できたのも、日頃からそういう仕事のやり方というのですか、それを実際にやってきていたところで、そういう強みはかなり生かしたのではないかと思っているところがございます。

それから、委託の成果でございます。今までは職員がカウンターの中で待っていて、お客さんが並んでというところを、こちらからフロアに出て、お見えになったらもうその場でご案内するという形を取ったというところで、初期対応の部分でのサービスアップにつながったところがございます。

それから、窓口業務を委託するというところで、その分の時間が生み出されたところもございますので、例えば、職員が電話対応とか、内部事務、それから政策的なことを考える。そちらに仕事の中身をシフトしていったというのが大きな成果だと思っております。

○藤原委員

今2点質問させていただきましたが、本当に時宜にかなった対応で、私はすばらしいと思います。両方ともすばらしいのだけれども、3階の窓口の委託先の方は本当によくやってくれていますね。私は控室から3階を歩いて自宅まで帰るのですけれども、本当にすばらしいですね。お客様が来たらすぐお客様に質問してくれて、申請書類も書いてくださっている姿を見て、本当によく頑張っていると思う。

そんな中で、11月からユニフォームになりましたよね。前回も、冬季の間はユニフォームで、導入してすぐ夏になってしまったから、終わってしまったのです。今、夏服はないですね。言葉で表せないけれども、ユニフォームを着て、何かいいですよ。区の方だなという思いがあって、統一しているブレザー、もしできたら、夏服も作ってあけてくださればいいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○木村戸籍住民課長

ありがとうございます。制服は区によっては、区が制服代の部分もお金を出しているところもあるのですが、今回本区で今やっていただいている事業者は、事業者側からやらせてくださいという話がございます。そちらで持ってもらっているところがございます。今の先生の話も今度伝えながら、これか

ら来年の夏に向けてどうしていくかというところは考えてまいりたいと思っています。

○藤原委員

業務は内容ですから、制服にこだわってはいけなくていいのですが、私は話していただいて、もし夏はできませんと言ったら、区から提供しても、区民の感情としてそれほど怒られる、もちろん1,000万円とかかからないでしょう。だから、その辺に関してはいいと私は思うので、それも検討していただいて、来年の夏期には統一のものを着てくださる、ご本人たちが嫌だと言うなら、無理強いしてはいけなくていいのですが、今のブレザーを見て、何かいいなど。区の外から見えたお客様にとっては、統一しているものを着ているわけですから、すぐ区の方だと分かると思います。それが1つの安心にもなりますので、どうかこれは検討してください。予算をつけてと予算特別委員会では伺わないですが、ここでちょっとお話しさせていただいたので、ぜひご検討くださることを要望します。

○横山委員

まず、3番の窓口サービスのさらなるレベルアップ検討のところと、ワンストップサービスの検討というところなのですが、区民の方の求めが多様になっていると先ほどのご説明ではあったのですが、具体的にはどのようなお声が今入っているのかというところをまずお聞かせいただけたらと思います。

○木村戸籍住民課長

もともとフロアの制限というのですか、狭さの部分もちょっとありまして、各業務がフロアごとに変わっているので、お客様側に移動していただいて、手続きをしてもらわなければいけないという部分がありました。この間、お一人お一人の状況、事情によって、手続場所が多様に、複雑になってまいりましたので、その方のご要望をお伺いしながら、ご案内することがかなり増えてきたというところはございます。

ワンストップサービスはいろいろな形があって、フロアに下りてきて、担当の職員がご説明する場合もありますけれども、今の状況では、スペース的になかなか難しいところがあります。ただ、何もできないわけでもないですので、具体的にああしてくれ、こうしてくれというお声はないのですが、私たちが仕事をしていて、それはかなり実感として持っているところでございます。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。ちょっと具体的なところに入っていくのですが、先ほどDVの対応というお話もありました。現在はどのような配慮がされているのかというところと、今後どういう部分に配慮が必要、課題として考えられているのかということもお聞かせいただきたいと思います。ほかの議員も、一般質問とか、これまでもいろいろなワンストップサービスとか、例えば、お悔みコーナーみたいなもののご提案されているかと思います。

この間、大阪府の茨木市でお悔みコーナーを視察してきたのですが、お亡くなりになった方への配慮から、新庁舎が始まる前にやれることで、まずスタートしやすい部分なのかと私は感じているのですが、そのあたりの現在の検討状況を教えていただけたらと思います。

○木村戸籍住民課長

まず、DVの関係で私どもが行っているのは、私の住民票、私の戸籍を人に見せないでくださいという、警察のほうから支援措置の決定が下りた段階で、発行停止の処理をしているところでございます。

ただ、今課題といたしましては、加害者側が、言い方は悪いかもしれませんが、正面切っては絶対取れないので、いろいろな策を弄して何とか、そこのせめぎ合いみたいな部分は、窓口での困難

性というのですか、トラブルにつながる可能性がございます。

ただ、こちらとしては絶対に命を守らなければいけないということでもありますので、真摯に対応しているところがございますが、昔の対応に比べると今はそういうセンシティブな対応がかなり難しくなっているということがございます。

それから、今できるサービスというところで、議会でも答弁させていただいているところがございますが、お隣の大田区でも、実際にお悔みコーナーというのを、私どもでも、特に今スペースの問題というのですか、全部スペースのせいにするわけではないのですけれども、ほかの方との距離を置いて相対して行うオペレーションまで考えますと、なかなか難しい。ただ、できることはどんどんやっていきたいと思っております、これは引き続き検討課題といっても、結構差し迫った形で考えているところでございます。

○横山委員

ありがとうございます。DVとかセンシティブな問題等があるかと思えます。例えば、DVを受けた方の加害者側の方が戸籍の窓口の後ろにいらして、そこでやり取りを聞かれる心配等があると思えないと思っております。スペースの関係等もあるかと思うのですけれども、様々な配慮が必要な方に関しては、今も対応いただいているかと思うのですけれども、引き続き検討を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○西村委員

ご説明ありがとうございました。様々ありましたので、簡潔に2点ほど伺います。私もこれまでに窓口サービスの簡潔化とか、お悔みやみ窓口の設置も早々に提案させていただいてまいりました。様々ご検討いただいていることは伺っておりますが、最終的には、毎回のご答弁の中で、場所がないということと言われてしまうのがとても残念でならないと思っております。

新庁舎の中ではもう既にワンストップ化や、お悔みワンストップということも当然ながら検討されている中で、新庁舎の建設については進んでいると思えます。また、それぞれの意識の中でも、ワンストップが必要であり、お悔みワンストップも必要だということも認識はされていると思えます。区民にとっては、新庁舎であろうがどこであろうが、今現在求められているものでありますので、そこら辺のご対応をぜひ早急に進めていただきたいという思いでいっぱいあります。

場所がないというのは見ても分かるおりでありますけれども、できないことはないのではないかと期待したいと思っておりますので、プライバシーの確保が何より重要でありますけれども、例えば、スピーチプライバシーというの、今地域センター等で設置されておまして、声が外に漏れにくいという対応も、そういうのを使いながらやっているとあります。そんなに大きな場所が必要ではないと思うのです。今ある場所の一角にお悔みやみ専門を1席でも作っていただき、そこで外に声が漏れにくい対応を少しやっておくところでも、現在の窓口の中で十分にできるのではないかと思います。

いろいろところでワンストップは必要だと思うのですが、特にお悔みに関しては、皆さん本当に大変な中で、いろいろな行政手続をしなければいけない、その負担感が一番大きいのではないかと思いますので、とにかくこの庁舎の中でお悔みワンストップをぜひ早急に進めていただきたいと思えます。

先ほど、茨木市に視察に行かれたというお話がありましたけれども、本当にいろいろところの行政でお悔みワンストップが進んでおります。それも決して大きな改修をしてやっているということではないと思えます。品川区においても、できることが絶対あると思えますので、そこはもう一歩進めていただきたいというのが1点です。

もう一つは、品川区は今後マイナンバーカードの普及を進めている中で、現在40%だと、今後もさらに行政手続の簡素化というところでは、マイナンバーカードの普及が大変有効だという認識の下で、これからもマイナンバーカードが普及していくと思いますが、申請から始まってそうなのですけれども、デジタル化が進んでいく中で、地域の方にできる方とできない方がどうしてもいらっしゃるわけなので、できる人はもうどんどんデジタル化に乗っていきますが、そこについていけない、苦手とされている、それは年齢を問わずだと思えます。高齢者の方は特にそうだと思うのですが、ふだんスマホを使っていない高齢者ではない方もいらっしゃるわけなのです。世代を問わずデジタルデバイドの対応がすごく大事かと思えます。会派としても、そこは要望させていただいておりますけれども、デジタルデバイスでの対応の具体的な取り組みについて、もう少しお知らせいただければと思います。

○木村戸籍住民課長

まず、1点目のお悔みワンストップの件でございます。場所のことばかり言って、私も大変申し訳なかったと思えます。もう一つの側面としては、ご相談されたい中身というのですか、手続きはもちろんなのですけれども、例えば、相続のこととか、この先のこととか、そういう部分のフォロー、実際その場で、ワンストップで終わらせる、あるいはご案内できるでもいいのですけれども、そういうキャパシティみたいところで、いろいろな部署と連携していかないと難しいところもありまして、今そこをやっているところでございます。

あとプラスで、職員には、いわゆる議会でのやり取り、ご要望の中身は伝えまして、実際には先ほどもありましたけれども、お一人お一人にご事情に沿った対応の仕方、変に機械的ではない形で進めていくようにと指導しているところでございます。引き続き研究というと、また常套句みたいに捉えられてしまうかもしれないのですけれども、実際に研究を進めてまいりたいと思えます。

それから、マイナンバーのデジタルデバイドの対応なのですけれども、今検討しておりますのは、窓口まで来ていただくことはどうしても必要になるのです。あるいはこちら側から、例えば、スーパーマーケット、例えばイトーヨーカ堂みたいなどころへ出張して、そこでタブレットのようなもので、申請ができる。例えば、聞き取りしながら、お写真を撮ったり、情報を入力したり、それで申請ができるという仕組みが開発されているところでございますので、そちらを導入してまいりたいというところの検討です。

あと先ほどの話ではないですけれども、全国統一の基準でやっているものですから、区独自でできるところは限られてきてしまうのですが、在宅介護されている方とか、動けない方がいらっしゃる。その方にもお渡ししなければいけないので、何らかの方策を考えなければいけないと思えます。それも今、国へ要望しているところでございまして、大きい話と小さい話があるのですけれども、何とかやっていきたいと思っているところでございます。

○西村委員

ありがとうございました。確かに行政手続の中で丁寧に対応されていることは感じます。例えば、1つの窓口に行ったときに、そこで済まなければ、あちらですよと言うだけではなくて、ちゃんとお連れいただいたり、具体的な細かい書類申請の仕方も、丁寧に対応されていることは感じておりますが、そこをもう一步広げるということで、具体的に実を結んでいただきますようお願いしたいと思います。

またマイナンバーカードに関しては、確かに国の方針がある中での手続きなので、必ず本人が申請をするか、取りにくるときに本人がという規定があるので、そこがネックになっているというのも理解できますが、門戸を広げていただいて、区のほうから出向いていただく。御答弁にあったスーパーマー

ケットとか、人が集まるようなところで手続きが簡単にできるのだという意識を持っていただくと、またそれも広がっていくのかなとも思いますので、そこら辺もぜひ早急に実現できますよう取り組みをお願いしたいと思います。

○横山委員

そのことで1点、先ほどのDV等の部分にも絡んでいるのですけれども、様々なニーズの一つとして、今回コロナ禍で、いろいろなものを受け取るようなときに、本当に必要な方に届いているのかどうかという議論もあったと思うのですけれども、例えば、DV等で家からそのまま着のみ着のまま出てきてしまって、身分証明書などが手元にないといった複雑な事情がある方に対して、現在品川区としてはどのように対応されているのかというところを確認させていただきたいと思いました。

○木村戸籍住民課長

基本的には個別に相談をいただいて、対応するという形で行っております。ざっくりした言い方で申し訳ございませんけれども、そういうご事情をくんだ形の対応を取らせていただいています。

○横山委員

ありがとうございます。そうした方が、窓口で身分証明書がなければ、受け付けできませんということを経験的に一度言われた場合、役所に相談するのはもうやめようと思ってしまう方が多くいらっしゃると思います。例えば、身分証明書がないという方に関しては、本当に丁寧に聞いていただいて、その方に寄り添った対応を、既にしていただけるかと思うのですけれども、生活困窮している方はまだたくさんいらっしゃるかと思いますので、引き続き丁寧なご対応をよろしくお願いいたします。

○西村委員

1点だけ申し訳ありません。職員の方についてです。これまで区議会の方から申請時の混雑についていろいろな要望をしたり、3月、4月などの季節性によって、職員の実働が増えていることを懸念しておりまして、庁内でも戸籍住民課は、来庁する区民の方がとても多い課だと思います。今ご説明あったように、今後は国の動きとともに様々な取り組み、展開が続いていく課でもありますので、これまで一時的に人員を増やすなどをご検討いただいていると思うのですけれども、窓口サービスのレベルアップとともに、職員の方たちに負担がかかってしまうのではないかと心配していただき、軽減できるようにしていただきたいという要望です。お考えと現状をお聞かせください。

○木村戸籍住民課長

大変ありがたいことでございます。おっしゃられるように、確かに繁忙期のレベルが最近高まっている。これは先ほどのマイナンバーもそうなのですが、一つの手続に関して新しい要素が入ってくる。ご案内するにあたり知らなければならない中身が多くなってきているところがございます。それが累積して、コロナ禍では3密回避のために、件数としては一旦下がったけれども、これからまた社会が戻ると、引っ越しのシーズン、入学のシーズンに比例して増えていくところがございます。

私どもも毎回大変だ、大変だと言うだけではなくて、何かできないかというあたりで、ことしもそうだったのですけれども、最近はこの繁忙期にこうしてやろうと言ったら、ある程度効率的に業務が進められて、今までをよしとするのではなくて、どんどん変えていこうという形で、職員発想でいろいろやっているところでございます。おっしゃるように、人海戦術的なところもございますけれども、それに合わせた人員配置はなかなか厳しいところもございますので、ぜひ知恵を結集して、何とか乗り切ってまいりたいと思っております。

○西村委員

ありがとうございます。物理的にと申しますか、今繁忙期のレベルが上がってきているので、改めて伺うと、本当にそうだなと思うのですけれども、これからも上がっていく可能性がすごく高いと思っていますので、人を増やしていかなければいけないだろうと、一時的な波があるというのもよく分かりますので、改めて思いましたので、要望させていただきます。ありがとうございます。

○鈴木（真）委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 その他

○鈴木（真）委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。その他で何かございますでしょうか。

○中元スポーツ推進課長

私から3点情報提供させていただきます。配付資料はカラーのチラシが2種類でございます。1点目はお手元のチラシ、プロスポーツ連携事業バスケットボール&フットサル教室でございます。こちらは既に広報しながわの10月21日号に掲載させていただいてございますが、プロチームの選手による小学生向けのバスケットボールとフットサルの教室を11月14日午前中に豊葉の杜学園のグラウンドと体育館でそれぞれ開催させていただきます。区民委員会の日程等の関係で、委員の皆様への事前のご報告のいとまがなく、本日情報提供させていただくことになりました。その点につきましてはご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。募集は既に11月2日に締め切っているところでございます。

次に、2点目の資料でございます。アルファベットで白抜き文字で、SHINAGAWA CITY BASKETBALL CLUBというチラシをお配りさせていただきました。こちらはクラブから提供されましたので、情報提供をさせていただくものでございます。今後区内で公式戦開催の際にはまたお知らせをさせていただきたいと思っております。

最後に3点目でございます。既に6月の区民委員会のときに配付資料としてフットサルチームのパンフレットを配布させていただきました。そのパンフレットに記載がございましたが、12月4日土曜日の午後3時から、品川区立総合体育館におきまして、品川区内での初開催となるホームゲーム、プロチームによるフットサルの公式戦が開催されます。対戦相手は広島エフ・ドゥという広島市一帯のチームでございます。このたびしながわシティフットサルクラブからは、区民の方の無料招待の枠を25組、50名様分提供していただきました。応募多数の場合は抽せんとなります。こちらの募集は広報しながわ11月11日号に掲載するほか区公式ホームページ等でも区民の皆様にも周知してまいります。

また、この12月4日の公式戦につきましては、区内初開催ということで、チームのほうでは少し小規模なセレモニーも考えているようでございます。また地域の方でありますとか、今ご来賓の皆様のご調整に入っているところでございます。区民委員会の皆様は、この日、区内一斉防災訓練で大変お忙しい日で申し訳ないのですが、午後3時からでございます。ご見学、ご視察等を希望される方は、私どもがチームの窓口にならせていただいております。席の準備の都合もございまして、11月19日金曜日を目途に、私にお電話等で結構でございます。区民委員会の皆様からもしご希望がありましたら、ご連絡いただければ、調整をさせていただきます。

○鈴木（真）委員長

本件につきまして、特にご確認することはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

私からは3点情報提供させていただきます。チラシをご覧ください。まず緑色の濃いもの、ホッケー教室のご案内でございます。今年度2回目になりますホッケー教室でございます。11月13日にしながわ中央公園の多目的広場で行います。今回スペシャル講師として、オリンピック代表選手のお二方を迎えまして、実施させていただきます。

2点目でございます。ブラインドサッカーの体験会です。ちょっと黒っぽいチラシでございます。品川をホームグラウンドとするパペレシアル品川の選手と一緒にブラインドサッカーの体験、それから交流を行います。こちらはこみゆにていふらざ八潮のグラウンドで行います。ブラインドサッカーのパペレシアル品川は2年前に結成されて、ずっと体験会等をやろうと企画したいのですが、今回実際に見られるのは初めてなので、実施させていただく予定でございます。

それから3点目でございます。水色、U-10ホッケー品川カップで、品川チャレンジャーズメンバー大募集というチラシでございます。こちらは連続8回の教室を、3・4年生別に開催しまして、最後にのチーム、3・4チームとともに、U-10だから、10歳以下の大会を品川カップという形で、交流大会をする予定になっております。すでに募集は締め切らせていただきまして、倍率が2倍であったりという形で開催させていただく予定になっております。

○鈴木（真）委員長

本件について、特にご確認等はございますでしょうか。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。今ホッケーについて2点ご説明いただいたのですが、本来であれば、オリンピックが終わって、品川区内にあるホッケー会場を使って、こういう体験会ができるのが理想的だろうと思いますし、レガシーとしても、オリンピックが終わってこの熱が冷めやらぬうちに、そういう会場に行ける機会が持たれることが、子供たちにとってもすごくいいことではないかと思うのですが、現状は使えないということで、いつぐらいになったらそれが開放されるのかということとか、また品川区としてホッケー競技場の使用についてどのように要望されているのか、教えていただきたいと思いません。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長

委員がおっしゃったのは、大井ホッケー競技場のことだと思います。現在仮設等の解体工事をしておりまして、来年の夏前ぐらいにはまた使えるようになるかと聞いております。いろいろな施設がありますので、時間がかかるようでございます。来年度には、また来年の話になってしまうのですが、例えば、今申し上げたホッケー教室も、単発でもあそこを使って開催させていただいたり、最後に説明したU-10の品川カップなども、オリンピックをやった会場で試合ができるということで、みんながやりたい気持ちになるのを狙ってやっていきたいと思っております。

今シーズンについても、地元としてわりと早めに要望を聞いていただいて、ここは使いたいということで聞いていただけるようになっておりますので、幾つかの機会を設けて実施したいと思っております。

○鈴木（真）委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにその他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（真）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後2時54分閉会